①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり，平成３０年１０月時点において，生活保護基準を参照して判定する基準（率）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの，その他，生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について 1，準要保護の認定基準への反映について （1）平成３０年１０月以降，見直し後の生活保護基準を，今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（2）参照している生活保護基準の時点		2，生活保護基準見直しの影響への対応予定 （1）　平成３０年１０月以降，生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合，何らかの対応を行う予定か。			（2）（1）で「①対応予定あり」と回答した場合，具体的な内容（複数回答可）					（3）（2）「⑤その他」の内容 ※照認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には，その内容を記載。	（4）（1）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，その理由（複数回答可）			（5）（4）「①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	3，生活保護基準見直しの影響を受ける人数について （1）2，（1）で「①生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（2）①把握している場合，平成３０年９月までは援助対象だったが，平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により，平成３０年１０月以降，援助対象外となる者であり，明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（3）3，（1）で「②把握していない」と回答した場合，把握できない理由	Ⅲ　自由記述欄
		①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を，従来より高い係数に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の認定基準以外の認定基準を新設したり，運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に，教育委員会や学校で，当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より，近隣他市区町村より高い係数を設定しており，準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない		
		→Ⅱへ	→Ⅲへ	→2（1）へ	→1（2）へ	→Ⅲへ		→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
55	55	39	16	3	36	36	36	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
千葉県	千葉市	○			○	24	12																		
千葉県	銚子市		○																						
千葉県	市川市	○			○	25	4																		
千葉県	船橋市	○			○	25	4																		
千葉県	館山市	○			○	24	12																		
千葉県	木更津市	○			○	24	12																		
千葉県	松戸市	○			○	25	4																		
千葉県	野田市	○			○	25	4																		
千葉県	茂原市	○			○	24	4																		
千葉県	成田市	○			○	20	4																		・要保護者については平成３０年度の改正後も引き続き国の補助対象となることから、今回の生活保護基準の見直しについては今年度は反映させないが、今回の基準の改正が単純な「生活扶助基準（第１類）」の金額の改正のみでなく、区分やその他の分類等も改正することから、改正に伴いどの程度の影響があるか把握できていない。 ・要保護児童生徒及び準要保護児童生徒に不利益が生じるような可能性が考えられるため、生活保護基準を参照して判定する基準については、改正せず現行のままとしたい意向である。
千葉県	佐倉市	○			○	25	4																		
千葉県	東金市	○			○	25	4																		
千葉県	旭市	○			○	30	4																		
千葉県	習志野市	○			○	25	4																		
千葉県	柏市	○			○	25	4																		
千葉県	勝浦市	○			○	24	12																		特別支援就学奨励費基準額に準じて実施していることから、そちらの改正が行われた際は就学援助における基準額についても変更予定。
千葉県	市原市	○			○	25	4																		
千葉県	流山市	○			○	25	4																		
千葉県	八千代市	○			○	25	4																		
千葉県	我孫子市		○																						
千葉県	鴨川市		○																						
千葉県	鎌ケ谷市	○			○	25	4																		
千葉県	君津市	○			○	25	4																		
千葉県	富津市		○																						
千葉県	浦安市	○			○	25	4																		
千葉県	四街道市	○			○	24	12																		
千葉県	袖ケ浦市	○			○	24	12																		
千葉県	八街市	○		○					○																
千葉県	印西市	○			○	24	12																		
千葉県	白井市		○																						
千葉県	富里市	○			○	24	12																		
千葉県	南房総市	○			○	30	4																		
千葉県	匝瑳市	○			○	30	4																		
千葉県	香取市		○																						
千葉県	山武市		○																						
千葉県	いすみ市	○			○	24	12																		
千葉県	大網白里市	○			○	30	4																		
千葉県	酒々井町		○																						
千葉県	栄町	○			○	17	4																		
千葉県	神崎町	○			○	24	4																		
千葉県	多古町	○			○	25	7																		
千葉県	東庄町	○		○				○						○											
千葉県	九十九里町	○			○	24	4																		
千葉県	芝山町		○																						
千葉県	横芝光町		○																						
千葉県	一宮町		○																						
千葉県	睦沢町	○		○					○																
千葉県	長生村		○																						
千葉県	白子町		○																						
千葉県	長柄町	○			○	25	3																		
千葉県	長南町	○			○	25	4																		
千葉県	大多喜町	○			○	30	4																		
千葉県	御宿町		○																						
千葉県	鋸南町		○																						
千葉県	布施学校組合		○																						